

館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務名

館山市国民健康保険データヘルス計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

3. 目的

本事業は、平成26年12月の「データヘルス計画作成の手引き（厚生労働省保険局）」に基づき、館山市のKDB（国保データベース）システムデータ等を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的且つ効率的な保健事業を実施することにより、館山市国民健康保険の医療費の適正化を実現させるため、館山市国民健康保険データヘルス計画（以下「計画」）を策定する。

4. 計画期間

平成27年度から平成29年度まで

5. 業務内容

(1) 館山市が提供する下記データ等により、館山市国民健康保険データヘルス計画書（以下「計画書」）を作成する。

①KDBシステムデータ

②KDB突合CSVデータ

③その他、分析等に必要と認められるデータで館山市が提供可能なもの

ただし、以下のレセコンコード情報ファイルCSVデータは提供不可とする。

・医科：21_RECODEINFO_MED.CSV

・調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV

・DPC：22_RECODEINFO_DPC.CSV

(2) 計画書は目的を達成するため、下記項目について分析し、国・千葉県・同規模保険者と比較すること。

①高額医療費の要因及び予防可否分析

②疾病別医療費及び館山市で特徴的な疾患の分析

③生活習慣病患者とそれ以外の患者に関する分析

④特定健診受診者と未受診者の医療費分析

⑤受診勧奨対象者の把握と分析

⑥人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析（メタボリックシンドロームの予備軍から重症化した者の抽出を含む）

⑦多受診患者に関する分析

⑧基礎疾患の治療中断者に関する分析

⑨その他、健康課題抽出に効果的な分析

(3) 計画書の構成は下記のとおりとする。

①背景の整理

②上記(2)の分析及び分析結果に基づく健康課題の抽出

③目的・目標の設定

④効果的な保健事業の提案

⑤保健事業ごとの単年度の実施計画

⑥保健事業実施計画の評価方法

⑦保健事業実施計画の見直し

⑧給付適正化事業の提案

⑨計画の公表・周知方法

なお、③については、館山市と協議のうえ、決定すること。

また、④～⑦については、館山市が申請する国保ヘルスアップ事業の対象保健事業を含むこととし、⑧は医療費通知、レセプト（柔整含む）内容点検を含むこととする。

(4) 計画書の納品及び方法等

①計画書（A4版、4色刷で表紙及び目次をつけ、印刷製本したもの）：5部

②報告書のデータ（PowerPoint及びExcel形式）で格納した電子媒体：1部

③納入期限は平成28年3月31日までとする。

6. 業務体制

受託者は本業務の遂行にあたり責任者及び担当者を置き、館山市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。

7. 支払方法等

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。なお、支払いは、館山市が支払請求書を受理した時から起算して30日以内に一括して支払うものとする。

8. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、一部で且つ主要な部分を除き、あらかじめ館山市と書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9. 個人情報の取り扱い

館山市個人情報取扱特記事項による。また、契約終了後も同様とする。

10. その他

(1) 計画策定に係る会議、打ち合わせ等に参加すること。

(2) 本計画の内容により、第2期館山市特定健康審査・特定保健指導実施計画における特定健診受診率及び保健指導実施率の見直しを行うこと。

(3) 館山市が申請する平成27・28年度国保ヘルスアップ事業との整合性を図ること。

(4) 計画の策定等においては「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき実施し、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法及び介護保険法などの事業と調和を図り策定すること。

(5) 計画については、千葉県国民健康保険団体連合会に設置された保健事業支援・評価委員会を活用したものとすること。

(6) 本業務で作成された計画書及びデータの著作権は館山市に帰属するものである。

(7) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。また、契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

館山市個人情報取扱特記事項

第1条（基本的事項）

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の遂行に際しての個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2条（秘密の保持）

受託者は、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3条（使用人への周知）

受託者は、その使用する者に対し、在職中であるか退職後であるかを問わず、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4条（適正な管理）

受託者は、本契約に基づく業務の遂行に際しては、個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な処置を講じなければならない。

第5条（収集の制限）

受託者は、本契約に基づく業務を遂行するにあたり、個人情報を収集する必要があるときは、当該業務を遂行するに必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6条（使用等の制限）

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

第7条（複写等の禁止）

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約に基づく業務を遂行するために委託者から貸与又は委託された個人情報の記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8条（再委託の禁止）

受託者は、本契約に基づく業務を遂行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

第9条（資料等の返還）

受託者は、本契約に基づく業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等は、本契約の終了後直ちに委託者に返還し、又

は適切な方法で処分しなければならない。

第 10 条（事故発生時の報告）

受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第 11 条（契約の解除）

委託者は、適切かつ適格な調査の上、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認められたときは、無条件に契約の解除をすることができるものとする。

第 12 条（損害賠償）

受託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反して委託者又は第三者に不利益を与えた場合は、委託者又は第三者に対して、訴訟費用を含む損害の賠償をしなければならない。

第 13 条（検査等の実施）

委託者は、受託者がこの契約による事務を処理するにあたっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、受託者に対し報告を求め、又は実地に検査することができるものとする。

また、受託者は委託者から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならぬ。